

(株)グローバルヒューマニー・テック 事業実施期間令和6年度〈産地間連携等推進タイプ〉 (県名：北海道/茨城/千葉/高知/熊本/宮崎/沖縄)

令和5年度補正
労働力確保
体制強化事業

高齢化が進み農業人口が減少しているいわゆる労働力不足が顕著であるが、農閑期が金的的にも負担が大きいことから、通年の雇用が困難な状況にある。しかし、いまだ郊外、とりわけ外国籍人材の受入に消極的な地域があるため、農業の担い手が消滅することによる国内の耕作放棄地または荒廃農地の増加、価格競争の激化、地域の治水や環境システムの維持が深刻な問題になる課題だと認識し、課題やニーズを的確に把握した上で、当社の強みでもある外国籍人材に特化した短・中期間の労働者派遣を産地間（内）連携で行うことにより、課題解決を図るとともに人材受入体制の基盤整備に寄与する。

事業実施主体構成員

(株)グローバルヒューマニー・テック
北海道・関東・中部・四国・九州

設定した成果目標・目標に対する進捗状況

■充足率目標（令和6年度～令和7年度目標） / 【事業終了時点進捗状況】

北海道：14.46% → 25% → 90% → 【100%】

茨城県：19.73% → 90% → 90% → 【100%】

千葉県：14.76% → 90% → 90% → 【50%】

高知県：16.26% → 33.33% → 90% → 【50%】

熊本県：18.37% → 33.33% → 90% → 【111.11%】

沖縄県：14.61% → 7.69% → 90% → 【73.08%】

協力機関・連携先等

JA佐呂間町・JA鹿追町・ホクレン農業協同組合連合会・
札幌野菜センター・全農青森県本部・JA宮崎県・
熊本経済農業協同組合連合会・熊本営農センター・JA沖縄県等

令和6年度取組み内容

今年度の取組み内容

ア 労働力の需給状況の把握（地域の状況及び労働力提供可能な者の把握等）

全国的な産地間連携を実行するため、昨年12月より北海道～沖縄にかけてJAグループはじめ、JAより委託されている運送会社および農業法人、それらに農作物を出荷している生産者に至るまでインタビューを実施し、農作業の内容、雇用状況の現状（不足人数・必要人数・性別・年齢等のマッチング条件）、農繁期・農閑期の時期確認に加え、外国籍人材の受け例に関しての可否や抵抗感、課題等の他、労働基準法の遵守状況の確認として、所定労働時間・休憩・休日・割増賃金の適用有無、タイムカード等のハード・ソフト面の整備状況、滞在場所に関する現状、不安や懸念事項、要望等を56先把握した結果は、以下のとおりである。

- ・小規模個人農家：高齢化が進み、募集しても労働力確保ができない状況から生産規模の縮小や廃業に迫られる危機的状況
- ・大規模農業法人：近隣の主婦層などのパート活用等により、場所によっては充足するが、土日祝日または夜間作業現場においては欠員が多く発生するため、労働力確保が不十分な状況であることから社員および雇用主の負担が増し、問題解決には至っていない状況

どちらにも共通して、技能実習や特定技能制度の活用により、外国籍人材活用に興味・関心等はあるものの、自前での受入を想定した場合「通年雇用」が前提であることから、労務費の負担増や通年雇用を維持するために別途作業を作ることへの投資負担増に加え、転職リスクや雇用した人材の優劣関係なく継続雇用を行わなければならないという精神的な負担もあり、労働力確保できている先とできていない先の二極化も垣間見えた。

各課題解決に向け、繁忙期に必要な人員を提供する事が出来る特定技能人材の派遣は効果的であると前向きな回答が得られたものの、様子見・現状維持といった先が大半を占めており、他の動向で動き方を決めていくといったように躊躇している現状である。

裏を返せば、地域に1先でも外国籍人材を活用した産地間連携が導入されれば、他も続く流れができる等の見込みがある状況でもある。

今年度の取組み内容

ウ 他産地・他産業との連携による労働力確保

- ＜他産地と連携した労働力確保＞主な産地間連携場所を記載。
- ア 募集する労働者の居住地：北海道・群馬・茨城・千葉・長野・熊本・宮崎県
- イ 労働場所：北海道・茨城・千葉・高知・熊本・宮崎・沖縄県のJA施設、農家圃場等で49名就労
- ウ 宿泊場所：それぞれ対象地域の賃貸マンション等
- エ 募集条件：全国一律の賃金体系/通常の労働基準法の適用/1日8時間以上の就労

エ 労働力等のマッチング及びデータベース化

- ・求職者の属性についてデータベース化し、求人情報発信に活用。
- 本事業の評価を踏まえ、特にマッチングの決め手となった項目の見直しならびに基準値にもなりうる情報の数値化を目指す。

オ 農業の「働き方改革」への取組

- ・事前の研修会実施ならびに新規受入時に改めて注意事項等含めた研修を実施。
- ・「労働基準法の適用除外」ではなく、通常の労働基準法を適用。
- ・“全国一律”の賃金体系の適用。
- ・労働時間の「1分単位」での集計および支払の実施。

本事業取組みにおける成果項目

当該事業計画時期である令和6年12月から令和7年2月末日までの支援実績として、自社ネットワークによる募集および各国送り出し機関との連携により、国内で人材を確保し、就労目標人数50名に対して、49名の就労となりました。

また、上記のほかに、3月1日現在就労希望者が49名と農業の人気の高さが伺える結果となっております。全国一律の賃金体系や通常の労働基準法の適用等、条件面を整えた効果等が功奏し、労働力確保に繋がりました。

次年度以降の取組み内容

持続可能な農業の実現として、「産地間（内）連携」が農業の”常識”となるように、とりわけ当社の強みでもある外国人材の活用を働き方改革を含めて引き続き1件でも多くの協力機関や生産者の方に説明し、賛同・導入を全国的に展開してまいります。

外国人材の活用のなかには、既存制度である特定技能や技能実習制度廃止に伴う、育成就労の具体的な内容といったことのみならず、多文化共生を図れるように“知らない”ことによる漠然とした「不安」を払拭し、一人でも多く受入に繋げていくことが含まれており、大規模な産地間連携事業の説明会や研修会の実施に加え、受入実績のある農業法人、農家同士での繋がりを構築していくことで「産地間（内）連携」の更なる発展を醸成したいと計画しております。